

# —參考資料—







地域福祉活動助成金

地域ぐるみの福祉活動を応援する…

## 船橋市地域福祉活動助成金

をご利用ください！

船橋市では地域福祉を推進するため、地域のボランティアの皆さんや市民活動団体等が実施する下記の事業に対して、助成金を交付することで、地域ぐるみの福祉活動を支援します。

**例えばこのような事業が対象になります！**

- ・ 地域における家事援助等の助け合い活動
- ・ 地域福祉推進に関する講演会・研修会
- ・ 高齢者・障害者・乳幼児サロン等、地域における仲間づくり・生きがいづくりに寄与する事業

など、その他、地域福祉を推進する事業が対象になります。

こうした事業の運営にかかる、施設利用料、報償費等の費用が助成の対象となります。

詳細は例年5月ごろより、船橋市役所や各公民館にて配布いたします「平成〇〇年度・地域福祉活動助成金～交付申請の手引き～」をご覧ください。

**申請期間：例年5月～6月頃**

**助成額：該当事業に対して、1団体につき50万円以内を上限とし、申請事業の実施に必要な経費の3分の2以内まで（※審査あり）**

**【助成金の交付時期】**

原則として、助成金は活動終了後に交付されますが、活動資金の確保や立て替えが困難な場合には、交付決定後に助成金を交付できる場合もあります。詳しくは地域福祉課までご相談ください。

## 【申請方法】

下記の書類を作成のうえ、申請期間内に地域福祉課まで直接ご提出ください。

（申請様式および詳しい内容を掲載した「平成〇〇年度・地域福祉活動助成金～交付申請の手引き～」については、例年5月頃より地域福祉課や各公民館等にて配布を予定しております。）

### 申請に必要な書類

- ①船橋市地域福祉活動助成金交付申請書（第1号様式）
- ②申請事業に関する平成〇〇年度の事業計画書
- ③申請事業に関する平成〇〇年度の収支予算書
- ④団体の会則や定款等
- ⑤団体の会員名簿
- ⑥団体の活動に係る資料（パンフレット・チラシ、総会資料等）
- ⑦団体全体の平成年〇〇度予算書（※無い場合は添付不要）



※初めて申請する場合は、昨年度の活動実績や決算状況がわかる資料も併せてご提出ください。

○船橋市ホームページからも、申請様式を取り出すことができます。

例年5月頃に、当該年度の情報に更新いたします。

地域福祉活動助成金のページ

(<http://www.city.funabashi.chiba.jp/kenkou/other/0001/p008788.html>)

## 【注意事項】

☆国や地方公共団体から助成を受けている事業は対象になりません。

☆助成金を交付した後、事業の中止、又は大幅な変更があった場合には、助成金の返還、又は減額をさせていただきますのでご了承ください。

☆助成金の交付可否及び交付額については、審査委員会による審査を経て決定されます。

※助成対象事業などについて、詳しくは地域福祉課（Tel 047-436-2314）までご相談ください。

## 規約の例

### 第1章 総 則

(名称及び事務所)

#### 第1条

この会は、〇〇〇〇〇の会と言ひ、事務所を〇〇内に置きます。

(目 的)

#### 第2条

この会は〇〇〇〇地区居住者を対象とし、住民の福祉の増進、生活環境の改善のため、奉仕する事を目的とします。

(活 動)

#### 第3条

この会は前条目的を達成するために次の活動を行います。

- (1) 障害者を有する家庭、高齢者世帯、母（父）子家庭、役員会で必要と認めた家庭に対する一般家事手伝い
- (2) 地域の福祉活動への協力
- (3) その他理事会で必要と認めた事項

(行政、関連団体との連携)

#### 第4条

活動上必要な専門知識や実技の習得については行政及び関連団体との連携を密にしながら推進します。

### 第2章 会 員

(会 員)

#### 第5条

この会の会員は、〇〇〇〇地区居住者とします。

- 〔 2. 会員として入会を希望するものは所定の手続きを経て（入会金を納めて）会員となる 〕

任意で入会する場合の例です

- 〔 3. 会員が本会のサービスを受けるときは、別に定める規定により所定の利用料を支払うものとします。（無料の場合）会員が本会のサービスを受けるときの利用料は無料とします。 〕

入会金・利用料の細則の例は、規約例の後に添付しています。

地域住民が全員会員にならないときには、別途、会員資格について規定する必要があります。  
(例: 会の趣旨に賛同し、所定の会費を支払う者～など)

(協力会員)

第6条

第3条の(1)に掲げる活動を実践する会員を協力会員とします。

2. 協力会員として活動しようとするものは前条第1項の資格を有する者で、所定の登録を行い会長の承認を得て協力会員となることができます。
2. 協力会員には会員証を発行します。
3. 協力会員は活動中常に会員証を携帯しなければなりません。
4. 協力会員は別に定める協力会員心得を守らなければなりません。
5. 協力会員は活動の対価として別に定める規定により、対価を受けることができます。

(協力終了)

第7条

協力会員としての活動を終了しようとする者は、速やかに会長に対し活動終了の届出を行い、協力会員証を返却しなければなりません。

(退 会)

第7条

この会を退会しようとするものは、速やかに会長に対し退会の届出を行い、会員証を返却しなければなりません。

任意で会員となる会は退会について規定します

(賛助会員)

第8条

本会の趣旨に賛同して金銭的な援助をする会員を賛助会員とします。

### 第3章 役 員

(種別及び選任)

第9条

この会に次の役員を置きます。

- |         |       |
|---------|-------|
| (1) 会長  | 1名    |
| (2) 副会長 | 2名    |
| (3) 理事  | 〇〇名以内 |
| (4) 監事  | 2名    |
2. 会長、副会長は理事の互選により選出します。
  3. 理事と監事は相互に兼ねることはできません。

(職 務)

第10条

会長はこの会を代表し、会務を統括します。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行します。
3. 役員は役員会を構成し、会務の執行をします。
4. 監事は本会の会計に関し監査の責任をもちます。

(役員任期)

第11条

役員任期は1年とします。但し補欠のために選任された役員任期は前任者の残任期間とします。

2. 役員再任は妨げません。

## 第4章 会 議

(種 別)

第12条

この会の会議は、総会、役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とします。

(権 能)

第13条

総会は次の事項を議決します。

- (1) 会則の変更
  - (2) 活動計画及び収入支出の予算
  - (3) 活動報告及び決算
  - (4) 解散
  - (5) その他の重要事項
2. 役員会は次の事項を審議します。
    - (1) 総会議決の執行に関する事項
    - (2) 総会に付議すべき事項
    - (3) その他この会の運営に関する必要な事項



(開 催)

#### 第14条

通常総会は毎年〇月に会長が招集して開催します。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の2分の1以上、もしくは会員の5分の2以上から会議の目的を示して請求があったとき会長が招集して開催します。
3. 役員会は会長が必要と認めたとき、又は役員の2分の1以上から会議の目的を示して請求があったとき、会長が招集して開催します。

(会議の成立及び議決)

#### 第15条

会議は構成員の委任状を含む過半数の出席によって成立します。

2. 会議は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決します。但し総会で解散を決議するときは出席者の3分の2以上で決します。

## 第5章 会 計

(会計と会計監査)

#### 第16条

この会の経費は次の収入をあてます。

- (1) 〇〇からの助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

2. 会計監査は年1回、決算時に実施します。

(活動年度)

#### 第17条

この会の活動会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日とします。

附 則

この会則は平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行するものとする。

## 利用料及び協力会員への対価に関する規定の例

### 第1条

この規定は当会の利用料と協力会員への対価に関する事項を定める

入会金や年会費までを規定する際は、その旨も記載します。

### 第2条

この会の入会金は□□□円とする。

### 第3条

この会の年会費は×××円とします。なお、年度途中の入退会による差額は返還しないこととする。

年会費や入会金を規定する際の例となります。

活動内容によって、料金が違うときは詳しく規定します

### 第2条

当会を利用しようとする者は1時間あたり〇〇円の利用券を購入する。

2. 利用者は活動を実施した協力会員に対し、1時間につき1枚の利用券を渡すこととする。

### 第3条

協力会員は受け取った利用券を受取後1ヶ月以内に、事務局に持参することとする。

2. 事務局は利用券1枚につき△△円の対価を協力会員に支払い、残りは会の運営に充てるものとする。

活動内容によって、対価が違うときは詳しく規定します。



〇〇たすけあいの会 受付票

受付年月日		平成 年 月 日	受付者	
申込者	氏名			本人・家族・その他( )
	住所			TEL
依頼者	氏名	男・女		年齢 歳
	住所			TEL
	状況	独居・同居( )		緊急連絡先
依頼内容	希望日時	①	平成 年 月 日	午前・午後 時 ~
		②	平成 年 月 日	午前・午後 時 ~
		③	平成 年 月 日	午前・午後 時 ~
	希望場所			
	お手伝いする内容			

処理状況	1. ボランティア派遣 2. 取り下げ 3. 他機関紹介( )		
派遣ボランティア氏名			
連絡年月日	平成 年 月 日	連絡者氏名	

### ボランティア活動記録カード

依頼受付日	平成 年 月 日	コーディネーター名			
依頼者氏名			男・女	年齢	歳
依頼者住所					
TEL			緊急連絡先		

ボランティア名					
活動日時	平成 年 月 日	( )	時	分	分
	午前・午後	時	分 ~	時	分
活動内容					

#### 活動確認書(必ず依頼者の捺印をもらってください)

活動時間	午前・午後	時	分 ~	時	分
	計		時間		
報告欄					

依頼者 確認印	
------------	--

## 協力会員の心得の例

1. 活動内容は依頼を受けた範囲にとどめましょう。依頼者のためにと思いやったことが過剰サービスだったり、他の協力会員と比較され、後々トラブルの原因になることが多いからです。
2. 活動はあらかじめ依頼された時間内に終わるように心がけましょう。
3. 依頼者から直接依頼を受けて活動することはやめましょう。
4. 活動上で知り得た依頼者のプライベートな情報は絶対に家族や他人に知らせないようにしましょう。
5. 活動中にトラブルが生じたときには必ず事務局に連絡をしましょう。
6. 個人的なお礼はお断りしましょう。
7. 活動に当たってはいつも優しい思いやりの気持ちをもって接するようにしましょう。
8. 利用者の方はお名前呼びましょう。
9. 活動中における政治・宗教の勧誘、物品販売等の活動は厳に慎みましょう。
10. よりよい活動を行うためにも、講習会や勉強会には努めて出席しましょう。

## 利用者の心得の例

当会は日常生活に不便されているご高齢の方や病気や怪我でお困りの方に対して、「困ったときはお互いさま！」という精神を基本として、地域の住民同士で互いに助け合うことを目的としています。

従いまして、ご自身やご家族の方でできることはしていただくことが基本となり、諸事情でできない部分をお手伝いさせていただきます。

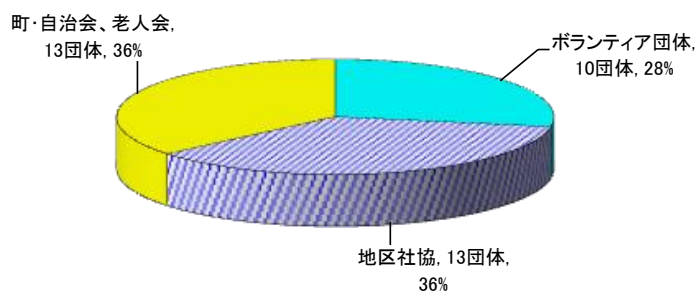
## お願いしたいこと

1. 提供する内容は事前にコーディネーターと話し合っけてきめた内容となります。
2. あらかじめ決められたサービスや時間帯を超えての活動は基本的にはお断りさせていただきます。
3. 個人的な謝礼や茶菓子などはご遠慮させていただきます。もし、お志がある場合には、会を支えていく賛助会費や寄付という形で、ありがたくお受けいたします。
4. 活動中に、宗教・政治活動への勧誘、物品斡旋などはご遠慮ください。
5. 何らかの問題がおきたときには必ず事務局へご連絡を願います。
6. 活動に関わる交通費や材料費などはご負担していただきます。

# 「たすけあいの会」基本データ (平成26年度分)

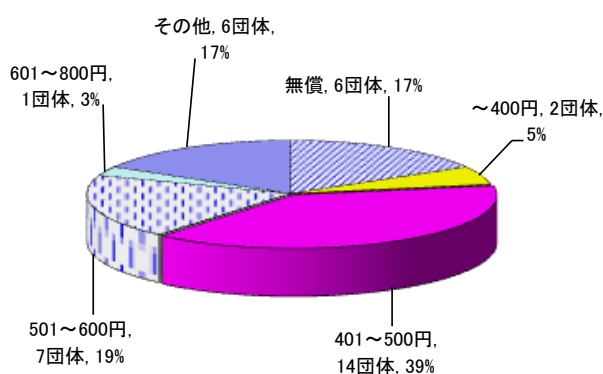
## 1) 市内のたすけあいの会実施主体

ボランティア団体	地区社協	町・自治会、老人会	計
10団体	13団体	13団体	36団体



## 2) 利用料について (ボランティア1人に付き、1時間あたりの料金)

無償	～400円	401～500円	501～600円	601～800円	その他	計
6団体	2団体	14団体	7団体	1団体	6団体	36団体

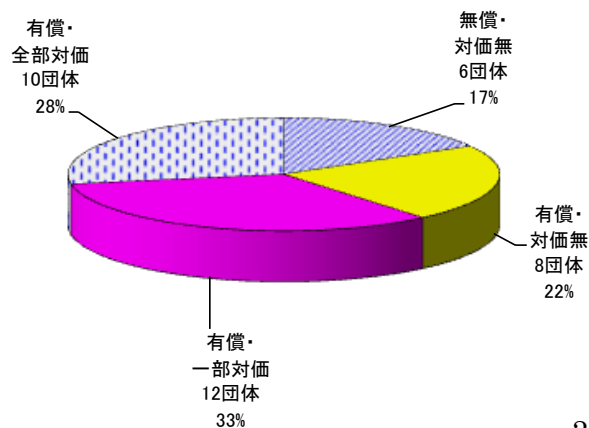


その他の内訳

- ・ 1回2時間以内500円
- ・ および活動内容によって、料金が違う
- ・ 2人で1時間あたり1,000円
- ・ 1回あたり3,000円
- ・ 1回あたり100～300円
- ・ 1回あたり200円
- ・ 1日あたり0～1,000円

## 3) 利用料とボランティアの対価の関係について

無償・対価無	有償・対価無	有償・一部対価	有償・全部対価	計
6団体	8団体	12団体	10団体	36団体

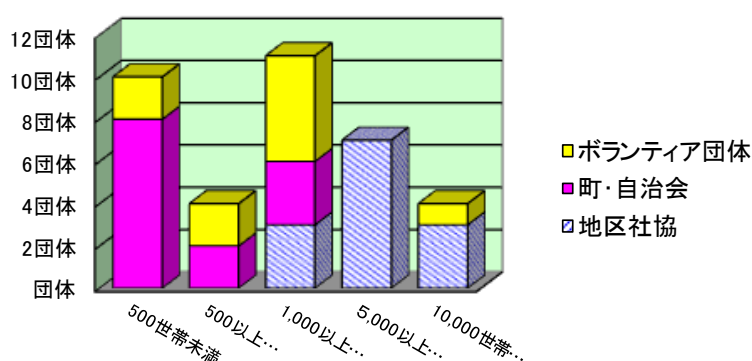




## 「たすけあいの会」基本データ (平成26年度分)

### 4) 市内のたすけあいの会実施主体と対象地域の世帯数

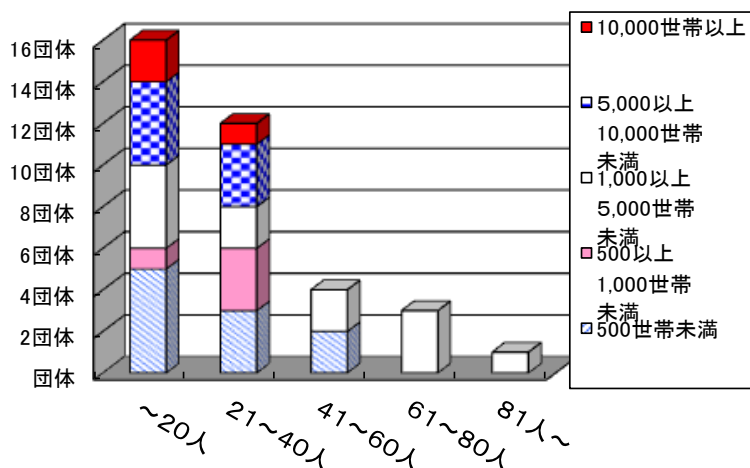
	500世帯未満	500以上 1,000世帯 未満	1,000以上 5,000世帯 未満	5,000以上 10,000世帯 未満	10,000世帯 以上	計
地区社協			3団体	7団体	3団体	13団体
町・自治会	8団体	2団体	3団体			13団体
ボランティア団体	2団体	2団体	5団体		1団体	10団体
計	10団体	4団体	11団体	7団体	4団体	36団体



地区社協が主体となっている団体は1,000世帯以上を対象とするところがほとんどですが、町会・自治会、ボランティア団体が主体となっている場合は少ない世帯を対象として活動している団体が見られます。

### 5) 対象地域の世帯数とボランティア数

	500世帯未満	500以上 1,000世帯 未満	1,000以上 5,000世帯 未満	5,000以上 10,000世帯 未満	10,000世帯以上	計
~20人	5団体	1団体	4団体	4団体	2団体	16団体
21~40人	3団体	3団体	2団体	3団体	1団体	12団体
41~60人	2団体		2団体			4団体
61~80人			3団体			3団体
81人~			1団体			1団体
計	10団体	4団体	12団体	7団体	3団体	36団体

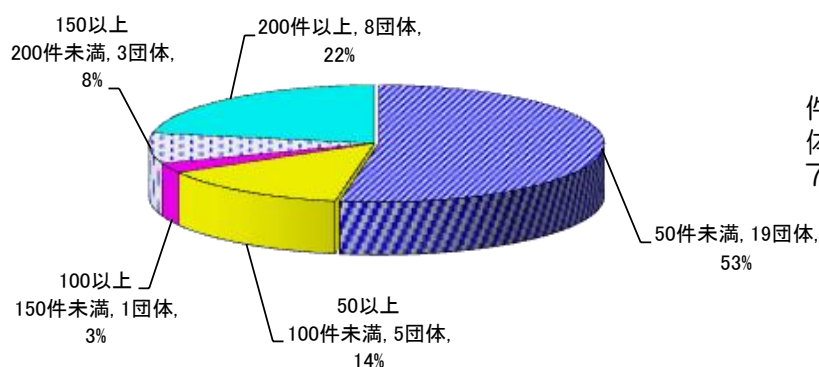


世帯数が多くても、ボランティア数が少ない団体もあり、必ずしも多くのボランティアを集めなくても立ち上げられることが分かります。

## 「たすけあいの会」基本データ (平成26年度分)

### 6) 年間依頼件数について

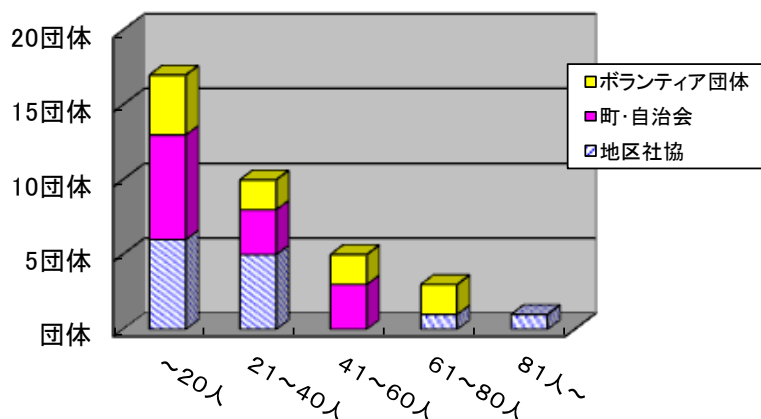
50件未満	50以上 100件未満	100以上 150件未満	150以上 200件未満	200件以上	計
19団体	5団体	1団体	3団体	8団体	36団体



年間の依頼件数が50件未満の団体が19団体、200件以上の団体が7団体となっています。

### 7) 市内のたすけあいの会実施主体とボランティア数

	~20人	21~40人	41~60人	61~80人	81人~	計
地区社協	6団体	5団体		1団体	1団体	13団体
町・自治会	7団体	3団体	3団体			13団体
ボランティア団体	4団体	2団体	2団体	2団体		10団体
計	17団体	10団体	5団体	3団体	1団体	36団体



市内の団体では、40人以下で活動している団体が8割を超えています。

※この基本データは、平成27年10月26日開催のたすけあいの会ネットワーク情報交換会（船橋市社会福祉協議会主催）の資料から引用したもので、団体数等が市の総計資料等と異なる場合があります。

# 船橋市の高齢者の状況

平成 27 年 4 月 1 日現在

ブロック名	地区名	人口	高齢者人口			高齢化率		
			65～74歳	75歳以上	合計	65～74歳	75歳以上	合計
南部	宮本	39,267	3,975	3,095	7,070	10.1%	7.9%	18.0%
	湊町	29,595	3,113	2,154	5,267	10.5%	7.3%	17.8%
	本町	15,515	1,525	1,298	2,823	9.8%	8.4%	18.2%
	海神	31,062	3,472	2,841	6,313	11.2%	9.1%	20.3%
	小計	115,439	12,085	9,388	21,473	10.5%	8.1%	18.6%
西部	葛飾	40,954	3,381	2,452	5,833	8.3%	6.0%	14.2%
	本中山	19,047	1,980	1,551	3,531	10.4%	8.1%	18.5%
	塚田	44,570	4,665	3,010	7,675	10.5%	6.8%	17.2%
	法典	44,931	5,964	4,373	10,337	13.3%	9.7%	23.0%
	小計	149,502	15,990	11,386	27,376	10.7%	7.6%	18.3%
中部	夏見	26,200	3,124	2,452	5,576	11.9%	9.4%	21.3%
	高根・金杉	15,655	2,973	2,354	5,327	19.0%	15.0%	34.0%
	高根台	12,064	1,697	2,105	3,802	14.1%	17.4%	31.5%
	新高根・芝山	28,205	4,697	3,544	8,241	16.7%	12.6%	29.2%
	小計	82,124	12,491	10,455	22,946	15.2%	12.7%	27.9%
東部	前原	44,110	4,128	3,642	7,770	9.4%	8.3%	17.6%
	二宮・飯山満	28,798	3,812	2,873	6,685	13.2%	10.0%	23.2%
	薬円台	18,393	1,793	1,343	3,136	9.7%	7.3%	17.0%
	三山・田喜野井	35,493	5,541	4,011	9,552	15.6%	11.3%	26.9%
	習志野台	43,336	5,580	5,294	10,874	12.9%	12.2%	25.1%
	小計	170,130	20,854	17,163	38,017	12.3%	10.1%	22.3%
北部	二和	15,418	2,176	1,602	3,778	14.1%	10.4%	24.5%
	三咲	16,322	2,306	1,609	3,915	14.1%	9.9%	24.0%
	八木が谷	25,267	4,828	3,087	7,915	19.1%	12.2%	31.3%
	松が丘	13,327	2,601	2,315	4,916	19.5%	17.4%	36.9%
	大穴	14,264	3,108	2,200	5,308	21.8%	15.4%	37.2%
	豊富	11,745	2,119	1,764	3,883	18.0%	15.0%	33.1%
	坪井	10,858	988	692	1,680	9.1%	6.4%	15.5%
	小計	107,201	18,126	13,269	31,395	16.9%	12.4%	29.3%
合計		<b>624,396</b>	<b>79,546</b>	<b>61,661</b>	<b>141,207</b>	<b>12.7%</b>	<b>9.9%</b>	<b>22.6%</b>

地域包括支援センター及び在宅介護支援センター一覧

平成 27 年 10 月現在

圏域	名称	担当地区コミュニティ	電話番号	住所
南部	南部地域包括支援センター	宮本、湊町、本町、海神	436-2883	湊町2-10-25 市役所3階
	宮本在宅介護支援センター	宮本	420-7011	宮本4-19-12 ヨモキタビル203
	湊町在宅介護支援センター	湊町	420-1128	湊町1-11-19 船橋市南老人デイサービスセンター内
	本町在宅介護支援センター	本町	422-9800	本町7-15-19-103
	海神在宅介護支援センター	海神	410-1230	海神6-7-5-102
西部	西部地域包括支援センター	葛飾、中山、塚田	047-302-2628	本郷町457-1 西部消防保健センター4階
	葛飾在宅介護支援センター	葛飾	410-0072	西船2-21-12 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑内
	中山在宅介護支援センター	中山	047-302-3212	二子町492-26-102
	塚田在宅介護支援センター	塚田	430-7722	旭町4-9-1 特別養護老人ホームあさひ苑内
法典地域包括支援センター	法典	430-4140	馬込西1-2-10 寿ビルA101	
中部	中部地域包括支援センター	夏見、高根・金杉	423-2551	北本町1-16-55 保健福祉センター1階
	夏見在宅介護支援センター	夏見	460-1203	米ヶ崎町691-1 特別養護老人ホームさわやか苑内
	高根・金杉在宅介護支援センター	高根・金杉	406-8765	金杉町141-1
	新高根・芝山、高根台地域包括支援センター	新高根・芝山、高根台	404-7061	芝山1-39-7 フォンテヌ芝山104
高根台在宅介護支援センター	高根台	047-774-0412	高根台2-11-1 千葉徳洲会病院内	
東部	東部地域包括支援センター	前原、二宮・飯山満、薬円台、習志野台	490-4171	薬円台5-31-1 社会福祉会館3階
	前原在宅介護支援センター	前原	403-3201	前原東2-20-4
	二宮・飯山満在宅介護支援センター	二宮・飯山満	461-9993	飯山満町2-519-3 船橋市ケアリハビリセンター内
	薬円台在宅介護支援センター	薬円台	496-2355	薬円台6-20-7-103
	習志野台在宅介護支援センター	習志野台	462-0002	習志野台2-71-10
三山・田喜野井地域包括支援センター	三山・田喜野井	403-5155	三山6-41-24 田屋ビル103	
北部	北部地域包括支援センター	二和、三咲、八木が谷、松が丘、大穴	440-7935	三咲7-24-1 北部福祉会館1階
	二和在宅介護支援センター	二和	448-7115	二和東5-1-1 船橋二和病院内
	三咲在宅介護支援センター	三咲	404-7333	三咲4-1-11
	八木が谷在宅介護支援センター	八木が谷	448-6300	咲が丘3-11-4
	松が丘在宅介護支援センター	松が丘	461-3465	松が丘1-33-4 ひばりの丘デイサービスセンター内
	大穴在宅介護支援センター	大穴	400-2355	大穴北7-22-1 老人保健施設千葉徳洲苑内
	豊富・坪井地域包括支援センター	豊富、坪井	457-3331	神保町117-8
坪井在宅介護支援センター	坪井	469-1100	坪井西2-1-9	

地区社会福祉協議会一覧

	地区社協名	場所(事務拠点)	電話
1	宮本地区	宮本6-18-1 宮本公民館内	421-1018
2	湊町地区	湊町1-11-19 南老人福祉センター内	433-9150
3	本町地区	本町2-2-5 中央公民館内	434-6556
4	海神地区	海神6-3-36 海神公民館内	437-2207
5	葛飾地区	西船4-17-3 西船橋出張所内	437-6633
6	本中山地区	本中山1-6-6 西部公民館内	047-336-7011
7	塚田地区	前貝塚町601-1 塚田公民館内	430-7345
8	法典地区	藤原7-33-7 法典公民館内	430-8077
9	夏見地区	夏見2-29-1 夏見公民館内	425-3808
10	高根・金杉地区	高根町2885-3 高根公民館内	438-5671
11	高根台地区	高根台1-2-5 高根台公民館内	467-4551
12	高芝地区	新高根1-12-9 新高根公民館内	469-5050
13	前原地区	前原西2-21-21 東部公民館内	471-8121
14	二宮・飯山満地区	飯山満町1-950-3 飯山満公民館内	424-0317
15	薬円台地区	薬円台5-31-1 社会福社会館内	469-6118
16	三田習地区	三山8-19-1 三山市民センター内	471-3325
17	習志野台地区	習志野台3-7-16 習志野台コミュニティールーム内	465-0250
18	二和地区	二和東5-26-1 二和公民館内	447-3711
19	三咲地区	三咲3-5-10 三咲公民館内	440-2161
20	八木が谷地区	八木が谷2-14-6 八木が谷公民館内	448-7713
21	松が丘地区	松が丘4-32-2 松が丘公民館内	468-6120
22	大穴地区	大穴南3-19-1 海老が作公民館内	464-8581
23	豊富地区	豊富町4 北部公民館内	457-1552
24	坪井地区	坪井町1371 坪井公民館内	402-0933

開所時間:月曜日～金曜日 午前10時～午後3時  
 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始・公民館休館日を除く)  
 ※一部、開所時間が異なる地区もあります。

本マニュアルを作成するにあたって、団体からご協力をいただき、お話を伺いました。

また、この度の改訂にあたっては、船橋市ボランティアセンター主催、「たすけあいの会ネットワーク情報交換会」参加団体のデータを参考にさせていただきました。

この場を借りてお礼を申し上げます。

#### 初版作成時にご協力いただいた団体（順不同）

- 塚田地区社会福祉協議会在宅福祉サービス事業部
- 法典ひまわり・たすけあいの会
- 法典地区社会福祉協議会「丸山たすけあいの会」
- 夏見地区社会福祉協議会「夏見地区たすけあいの会」
- 夏見台団地自治会「小さな助け合い」
- 緑台たすけあいの会
- 金杉台ふれあいの会
- 高根・金杉地区社会福祉協議会「菜の花会」
- 高根台よろこびの会
- 高根台たすけあいの会
- 前原地区社会福祉協議会「前原たすけあいの会」
- 二宮・飯山満地区社会福祉協議会ボランティア専門部
- アベリア
- ボランティアたかさと
- ボランティア習一
- 二丁目ボランティアこだま会
- ボランティアグループしがいち
- ボランティアグループほほえみ
- ボランティア・コスモス
- 習志野七ツ台友愛会
- 東松が丘チョボラの会

- 坪井楽ボラの会
- 二和地区社会福祉協議会「二和たすけあいの会」
- 三咲地区社会福祉協議会「三咲たすけあいの会」
- 八木が谷地区社会福祉協議会「家事サポートサービス」
- 松が丘地区社会福祉協議会「すみれの会」
- 大穴地区社会福祉協議会「大穴地区たすけあいの会」
- 豊富地区社会福祉協議会「たすけあいの会」

たすけあいの会ネットワーク情報交換会参加団体（平成27年10月現在順不同）

- 塚田地区社会福祉協議会 在宅福祉サービス事業部
- 法典地区社会福祉協議会 丸山たすけあいの会
- 夏見地区社会福祉協議会 夏見地区たすけあいの会
- 高根・金杉地区社会福祉協議会 たすけあい「菜の花会」
- 前原地区社会福祉協議会 前原たすけあいの会
- 二宮・飯山満地区社会福祉協議会 二宮・飯山満ボランティア専門部
- 二和地区社会福祉協議会 二和たすけあいの会
- 三咲地区社会福祉協議会 三咲たすけあいの会
- 八木が谷地区社会福祉協議会 八木が谷家事サポート
- 松が丘地区社会福祉協議会 すみれの会
- 大穴地区社会福祉協議会 大穴地区たすけあいの会
- 豊富地区社会福祉協議会 豊富たすけあいの会
- 坪井地区社会福祉協議会 安心広場・チョボラの会
- 宮本助け合い華の会
- 西船橋ハイム助け合い活動部
- 法典ひまわりたすけあいの会
- ペアタウンたすけあいの会

- 夏見台団地自治会「小さな助け合い」活動
- 緑台たすけあいの会
- 金杉台分譲自治会ふれあいの会
- 高根台よろこびの会
- たつみ親和会たすけあいの会
- よつば会
- ちょっとおねがいアラココ
- 田喜野井こぶし会あんしんクラブ
- ボランティアたかさと
- ほほえみ
- ボランティアグループ“ほっと”の会
- 習志野台団地助けあいの会
- にこにこ支援の会
- 三咲台ライフサポートクラブ
- 八丁歩千手会
- 坪井楽ボラの会
- ささえっこ高根台
- よろずや前原
- 松三ボランティアサークル

今後、「助け合い活動」をさらに広げていくために、地域福祉課では皆様からの情報をお待ちしております。

「ボランティアの対価にこんな工夫をしている」、「こうしたらボランティアがたくさん集まった」などの情報がありましたら、地域福祉支援員（Tel 047-436-2314）まで連絡をお願いします。





これは、船橋市地域福祉計画のシンボルマークで、あなたの暖かい気持ちが、隣近所や地域に向けられることによって、「四葉のクローバー」＝「幸せ」の輪が広がっていくことの願いが込められています。

発行 船橋市 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25  
編集 健康福祉局 福祉サービス部 地域福祉課  
TEL 047-436-2314 FAX 047-436-3315  
メールアドレス [chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp](mailto:chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp)  
発行日 平成28年2月